就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件案について（概要）

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

１．改正の趣旨

○　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）における食事の提供については、満３歳以上の子どもに対する食事の提供に限り、一定の要件を満たした場合について、施設外で調理し搬入する方法（以下「外部搬入方式」という。）により実施することができることとしてきた（※）。

（※）保育所及び幼保連携型認定こども園においては、

・満３歳以上の子どもについては、一定の要件を満たした場合、

・満３歳未満の子どもについては、公立の施設であって、構造改革特別区域の認定を受けた場合、

それぞれに限って、外部搬入方式による食事の提供を可能としてきた。

○　今般、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和８年３月 31 日閣議決定）により「構造改革特別区域基本方針」（平成 15 年１月 24 日閣議決定。別紙参照。）が変更されたことを踏まえ、認定こども園における食事の提供に関する基準について所要の改正を行う。

２．改正の概要

○　保育所及び幼保連携型認定こども園における食事の提供は自園調理により行うことが原則であるところ、今般の「構造改革特別区域基本方針」において、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園（以下「公立保育所等」という。）が一定の要件を満たす場合には、構造改革特別区域以外の地域の公立保育所等であっても、乳児及び満３歳未満の幼児に対して、外部搬入方式により食事の提供を行うことを可能とすることとされた。

○　これを踏まえ、認定こども園であって、地方公共団体が設置するもの（以下「公立認定こども園」という。）における食事の提供についての特例を定めた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第２号）第４の７を改正し、公立認定こども園における満３歳未満の子どもに対する外部搬入方式による食事の提供を可能とする。その際、外部搬入方式により食事の提供を行う公立認定こども園が満たすべき一定の要件として、現行の構造改革特別区域における外部搬入方式による食事の提供について定められた要件等を踏まえ、次のアからオまでを定める。また、この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について外部搬入方式によることとしてもなお当該認定こども園にお

いて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることとする。

ア　外部搬入方式による食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

イ　当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ　調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

エ　子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができるとともに、特に、満３歳未満の子どもに対する食事の提供に当たっては、個々の満３歳未満の子どもの発育及び発達の個人差を考慮して適切に食事を提供することができること。

オ　食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

○　その他所要の改正を行う。

３．根拠条項

○　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第３条第２項及び第４項

４．適用期日等

○　告 示 日：令和８年 12 月（予定）

○　適用期日：令和９年４月１日（一部の規定は告示の日）

別紙

「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和８年３月 31 日閣議決定）による変更後の「構造改革特別区域基本方針」（平成 15 年１月 24 日閣議決定）（抜粋）

別表２　全国展開することとなった規制の特例措置

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は、給食の外部搬入を行うことができる。	全部	３歳以上児に対する給食については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていく。	児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成 22 年厚生労働省令第 75 号） 保育所における食事の提供について（平成 22 年６月１日雇児発 0601 第４号）	平成 22 年６月１日施行（措置済）	厚生労働省
		地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は、給食の外部搬入を行うことができる。		３歳未満児に対する給食については、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、全国展開を行う。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）を改正することで対応予定	令和９年４月１日に措置	こども家庭庁
2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	地方公共団体が、公立幼保連携型認定こども園の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立幼保連携型認定こども園は、給食の外部搬入を行うことができる。	全部	離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、全国展開を行う。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）を改正することで対応予定	令和９年４月１日に措置	こども家庭庁